

## まちづくりパワー支援事業補助金交付要綱 【解説と取扱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、北見市補助金等交付規則（平成18年3月5日規則第67号）に定めるもののほか、まちづくりパワー支援事業への補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」**北見市にふさわしいまちづくり活動**を支援することにより、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

### ■北見市にふさわしいまちづくり活動とは

- ・新市まちづくり計画に記載されている新市まちづくりの基本的考え方である、新しい町としての一体感やオホーツク圏域における中核的な拠点性を高めるとともに、地域が持つ特性や可能性を引き出し、情報の共有化を進め、地域の新たな発展と地域住民が安全で、安心して暮らすことの出来るまちづくりを進める活動と定義し、さらに同計画の新市の将来像やまちづくりの基本目標を実現するために行なわれるまちづくり活動とします。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 原則として**5人以上で組織された団体**であり、その**事務所が北見市内**にあること
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体
- (3) 事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体

### ■補助を受ける団体の要件に「5人以上で組織された団体」とあるが、どの範囲までが構成員として良いのか？

- ・団体の役員を含む5人以上いること、ただし賛助会員は含まないこととします。会員の中に法人が含まれている場合は、1法人は1人として計算することとします。

### ■補助を受ける団体の要件に「事務所が北見市内にあること」とあるが、市外の団体も応募できるか？（変更あり）

- ・地域住民が自ら考え、自ら実践するまちづくり活動に支援するものであり、市外の団体は応募できないものとします。

■団体の所在地も代表者も市外のものだが、北見市内の公共施設を利用して活動している団体です。この制度に応募できるか？（削除 市外の団体は対象外とするため）

- ・この制度は地域が地域に潜在しがちな課題の解消に向けて、市民団体が自主・自発的に行う活動によって、北見市のまちづくりに寄与することを目的として、その事業の経費の一部を補助するものです。
- ・補助金は市民の貴重な税金を特定の団体に交付するものですから、北見市内で活動をしている（活動をする予定）だけでは、この補助金の制度の設置目的、趣旨から見て応募いただくことは出来ません。ただし、北見市内に事業実施施設や事務所において、市内で活動するものであれば応募いただけます。

■複数の団体で共同事業として応募したいのだが対象となるか。

- ・必要要件を満たしていれば、応募できます。ただし、補助金は代表となる団体・代表者の口座に振り込まれることとなります。また、予算や決算、会計処理は応募事業について個別（特別会計）での処理をお願いします。他の会計と明確な区別をしてください。つまり、この補助金がいつ、何に、どれだけ使われたかが、予算や決算、会計処理で明確に出来ることが必要となります。

■他の自治区にまたがるような事業の場合、または申請団体、あるいは代表者の住所地ではない自治区で事業を実施する場合は企画書をどこに提出すればよいか。

- ・基本的には申請団体が所在する自治区、又は団体代表者の住所地の自治区としますが、事業内容によっては実施する場所が所在する自治区と協議が必要な企画も想定されますので、該当する自治区間（総合支所）で協議をして提出する自治区を決定することとします。まちづくり協議会が行なう審査会では関係機関・団体等の許可、協議がされているかが審査ポイントとなっており、調整が済んでいない場合は実現性の点で評価が下がるものと考えられます。

■まちづくり協議会自体に応募できるか。

- ・まちづくり協議会は審査者であるので応募できません。また、審査実施要領では、自己が代表者である申請団体の審査には参加しないとしていることから、協議会のメンバーによる別の組織にて応募しても、実質審査が出来ないことから応募は出来ないものと判断されます。
- ・まちづくり協議会のメンバーが申請団体の構成員として応募することは、上記と同様に審査者と重複するときは審査には参加しないこととなりますが、応募はできるものとします。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る事業
- (2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興を図る事業
- (3) 安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- (4) 地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (5) 子どもの健全育成を図る事業
- (6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (7) 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- (8) その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としない。

- (1) 北見市の他の助成制度に基づき補助を受けているもの
- (2) その他市長が適当でないと認めたもの
- (3) 本要綱の施行日以前から実施している既存事業。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

■従来行なっていた事業が休止中で、今後復活して行う場合は対象とするのか

- ・既存事業と考えられなくも無いが、この補助金の交付目的に合致し、まちづくり協議会が審査し必要な事業として自治区長に報告された場合は、特別な事情があると判断することもできる。ただし、この場合においても3年間を限度とすることになる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 飲食費、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
- (4) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (5) 備品購入費
- (6) その他市長が適当でないと認めたもの

■食糧費が補助対象経費になっていないが、お手伝いの人たちに出す昼食や飲み物代も対象とならないのか。

- ・この制度においてはすべての食糧費を補助対象経費としていません。市民の貴重な税金を使う事業でありますので、誤解を生む可能性を排除するためご理解願います。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、1事業につき、**補助対象経費の10分の9以内で上限を100万円未満、下限を5万円**として、予算の範囲内とする。

2 補助金の額の決定に当たって、千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 **補助金の交付は、1事業について3年間を限度**とする。

■補助金額はなぜ10分の9なのか

- ・補助金のタイプとしては行政との関係により行政補完型、相互協力型、自主活動型、イベント等の随時型、奨励・推進型と分類でき、それぞれどの程度の補助率とするかは財政健全化計画の負担金補助金見直しの際にも示しているところです。
- ・補助金のタイプにより全額を補助することが必要と考えられる事業もあると想定されますが、企画実施された自主的なまちづくり活動を継続的に行っていただくには補助金に頼らない自主活動財源の確保が必要となりますことから、補助対象経費の10分の9以内として事業費の確保を考慮した活動を目指していただくものです。

■交付決定された補助金は担保されるのか

- ・本補助金交付要綱第14条及び北見市補助金交付規則による実績報告を提出していただきますが、それにより精算され補助金額の確定がされます。事業の実施に必要な経費を補助するものですので、経費が少なく済んだなどの場合は交付決定された補助金の減額もあります。また、この場合補助金の全額を概算払いで受けていた場合は精算により、補助金の一部を市に戻入していただくことになります。

■補助金額はなぜ上限100万円未満、下限5万円なのか

- ・本事業は自治区完結型事業として実施するものであるため、北見市財務規則の事務専決規定により自治区長が補助金の決定をできる金額を上限としたところであり、また下限は、より多くの市民の皆様が、まちづくり活動に取り組んでいただくため小額でも事業に取り組めるようにしたものです。

■補助金交付限度を3年間とした理由は

- ・まちづくり活動の立ち上がり支援という意味合いもありますが、3年間のうちに自主独立したまちづくり事業を展開していただきたいことと、多くの団体の活動支援に活かしていただきたいことから、長期継続しないこととしたものです。

(企画書の募集)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、**別に定める募集要項に基づき**、次の各号に掲げる書類を、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業企画書
- (2) 年間活動計画
- (3) 予算書
- (4) 会員名簿
- (5) 規約又は会則

■**団体からの申請は通年を通して受付するのか、期間を決めて行なうのか。**

- ・各総合支所が本事業の募集要項を決め、その中で募集期間を設定するものとします。ただし、決定された事業に係る補助額が予算額に満たない場合には追加募集をすることもありますが、その判断も各総合支所によるものとします。

(審査)

第8条 補助金の交付の適否等についての**審査は、まちづくり協議会が行なう**ものとする。

- 2 **市長は、まちづくり協議会の審査結果を踏まえ、補助金の交付の適否及び補助金の額について決定する。**
- 3 **審査の方法及び審査基準**は、別に定める。

■**まちづくり協議会がなぜ審査をするのか**

- ・本事業の趣旨は地域の資源や文化などを生かした地域独自のまちづくり活動を支援する事業であり、まちづくり協議会が審査し自らが自治区内の施策及び事業について決定することは、北見市自治区設置条例第1条及び第8条第1項第1号に規定されており、地域自らの責任と選択に基づく住民参加と協働による住民自治の推進を進め個性豊かな活力あるまちづくりにつながることとなるためである。
- ・まちづくり協議会に期待する役割は、今後の地域ビジョンを展望する中で、地域課題やまちづくりについて話し合い、地域でできることは何があり、住民参加のもとに地域としてどう対応するか考え、考えた結果を地域住民に情報提供し、対応方を働きかけていただくことでもあり、こうした審査を行なうことは、まちづくり協議会本来の望ましいあり方ではないかと考えております。

■**まちづくり協議会は補助金の交付の適否審査だけで、決定権がないのはなぜか。**

- ・地方自治法第149条第2項に普通地方公共団体の長が担任する事務として予算の執行権が記載されており、補助金の交付決定は市長が持つものと解されます。しかし、まちづくり協議会の審査の結果を尊重し予算の範囲内において決定するものとします。

■審査の方法や審査基準はどのようなものを考えているのか

- ・予備審査として非公開による企画書の書類審査、本審査は公開審査として申請団体へのヒアリング、または希望によりプレゼンテーションを実施する予定としております。
- ・審査基準は  
事業目的は適正か 補助事業者として適正か 補助対象事業として認められるか  
補助対象経費として認められるかを審査し評価をするものです。

■補助金の配分方法などは、各まちづくり協議会で独自の規定を設けるのか

■審査の結果、5団体が採択となった場合、予算を5団体で振り分けるのか

- ・配分のための独自の規定を設けていただいてもかまいませんが、審査による採択の優先順位を勘案していただいた審査結果報告に基づき、予算の範囲内で自治区長が決定するものとします。

■補助率は評価シートによって決めるのか

- ・評価シートは審査員がヒアリングなどを行なった際に事業内容を客観的に判断するために使用し、審査員全員の合計点から平均点を算出し、採択事業の優先順位を判断する参考となるものですが、個々の事業の経費を勘案し補助金額の案をつくる参考とするものでもあります。

(提出書類の公開)

第9条 提出のあった書類一式は、会員名簿等個人情報の保護に係わる部分を除き公開とする。

■公開は積極的に行なうのか

- ・情報の開示、公開の原則を通して、まちづくり活動をより多くの人に知ってもらうことが、次のまちづくり活動を生むように、波及効果を期待するものである。

(補助金の交付申請等)

第10条 補助金の交付申請、交付決定、実績報告、額の確定等の手続き並びにこれらに使用する書類の様式については、北見市補助金等交付規則（平成18年3月5日規則第67号）の定めによるものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第11条 市長は、補助金の交付の対象となる事業を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(計画変更)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に補助金等変更承認申請書(様式第 3 号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金等交付変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による決定を変更することができる。ただし、事業内容を大きく変更する場合は、まちづくり協議会の意見を聴かなければならない。

(変更決定通知)

第 13 条 市長は、前条第 2 項の規定により当該補助金等の変更を承認したときは、補助金等変更交付決定通知書(様式第 5 号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助金等交付実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第 15 条 市長は補助金の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書(様式第 7 号)を交付するものとする。

2 市長は補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

■事業が採択され補助金の交付が決定されたら、その事業に係る補助金の概算交付がされるのか。

- ・補助金の交付は、補助事業完了後に補助金額を確定し交付することが原則ですが、実施する事業の性質上、補助金の概算交付をしないと事業実施に支障を及ぼす場合に認めることができます。
- ・例えば、講演者の依頼の前金が必要であるとか、イベントに係る経費が多額で、事業完了後の交付では事業そのものが実施できない場合、事業実施のための初期経費が必要な場合などが考えられます。これらのことは、概算交付が必要な理由と事業計画等をもとに個別に判断することになります。
- ・ただし、事業完了後に提出する実績報告により精算することになり、補助金の戻入というケースも生ずることもあります。

(帳簿等の備付け)

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿等を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

■サンセット方式とは何か

- ・終期を設定し行うもので、終期の際には事業の効果検証を行い、次期対策を検討するものです。

■補助金交付の適否の審査だけまちづくり協議会で、補助金決定は市長であり決定権がないのは如何なものか。

- ・補助金の交付決定は予算の執行権の問題でありますので、地方自治法上やむを得ないものです。しかし、審査の結果を十分配慮した交付決定がされるものです。